

第135期 定時株主総会 招集ご通知



日時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）



場所

大阪市此花区西九条六丁目1番124号
当本社4階会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第135期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
（添付書類）	
事業報告	12
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42

株主各位

大阪市此花区西九条六丁目1番124号
大日本塗料株式会社
取締役社長 岩浅 壽二郎

第135期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第135期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|----------------|--|
| ① 日 時 | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定） |
| ② 場 所 | 大阪市此花区西九条六丁目1番124号 当本社4階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| ③ 目的事項
報告事項 | 1. 第135期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第135期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dnt.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- 本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dnt.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内



当日株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

※議決権行使書のご返送またはインターネットによる議決権行使はいずれも不要です。

当日ご出席願えない場合は、以下の方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

平成30年6月27日（水曜日） 午後5時 到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、行使ください。

行使期限

平成30年6月27日（水曜日） 午後5時 入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内



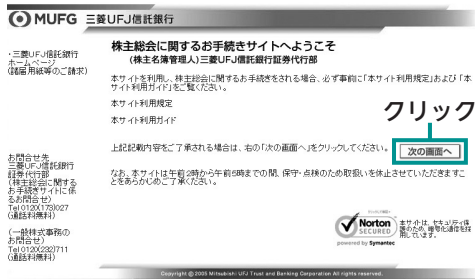
インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使サイトにアクセスする

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

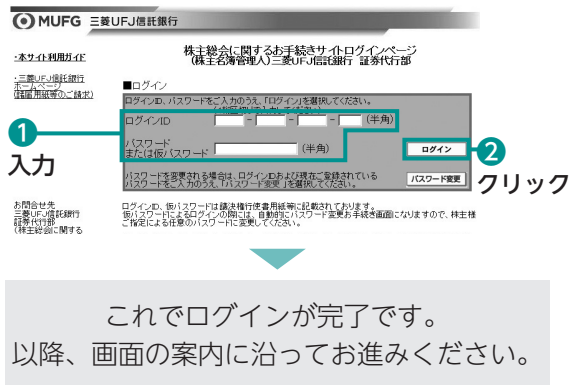
議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



(注1) 毎日午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

(注2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(注3) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

(注4) インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

(注5) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

インターネット等による議決権行使でパソコン又はスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【第1号議案】 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対して安定的な配当を行うことを経営上の重要課題の一つとして位置づけており、企業体質の強化、財務内容の健全性維持に努めつつ、業績に応じた配当を安定的に継続実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株当たり25円とさせていただきたいと存じます。なお、当社は平成29年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。前期の年間配当金を当該株式併合実施後に換算しますと、1株当たり20円に相当しますので、当期の期末配当金は前期に比べ実質5円の増配となります。

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり金 25 円 総額 722,276,800 円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役8名は任期満了となります。
つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位、担当	取締役会の 出席状況
1	いわ さ としじろう 岩 浅 壽 二 郎	再任	代表取締役社長	100% (11回/11回)
2	さと たか ゆき 里 隆 幸	再任	取締役 専務執行役員 経営全般	100% (11回/11回)
3	き むら なお ゆき 木 村 直 之	再任	取締役 常務執行役員 国際本部長兼資材担当	100% (9回/9回)
4	の だ ひで よし 野 田 秀 吉	再任	取締役 執行役員 生産部門長	100% (11回/11回)
5	やま もと もと ひろ 山 本 基 弘	再任	取締役 執行役員 塗料事業部門長	100% (9回/9回)
6	はい ざき きょういち 灰 崎 恭 一	再任	社外 独立 取締役	100% (11回/11回)
7	なが の たつ ひこ 永 野 達 彦	新任	執行役員 管理本部長	—
8	むこうはら みち たか 向 原 通 隆	新任	社外 独立 —	—

(注) 木村直之氏及び山本基弘氏の取締役会の出席状況は、平成29年6月29日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	い わ さ と し じ ろ う 岩 浅 壽 二 郎 (昭和22年9月27日) 再任	昭和46年4月 当社入社 平成14年4月 当社経営企画室企画部長 平成16年6月 当社執行役員 管理本部経営企画室長 平成17年4月 当社管理本部副本部長 平成18年4月 当社生産部門副部門長 平成18年6月 当社取締役 平成19年4月 当社常務執行役員 平成22年4月 当社専務執行役員 営業担当 平成22年6月 当社代表取締役社長（現任）	35,600株
	取締役候補者とした理由 当社において経営企画、生産部門及び営業担当に携わり、当社業務に幅広く精通していることに加え、長年に亘り当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としたしました。		
2	さ と た か ゆ き 里 隆 幸 (昭和36年1月15日) 再任	昭和59年4月 当社入社 平成21年4月 当社一般塗料部門 構造物塗料事業部副事業部長 平成22年4月 当社技術開発部門開発部長 平成23年4月 当社執行役員 一般塗料部門副部門長（技術統括） 工業塗料部門副部門長（技術統括） 平成24年4月 当社技術開発部門長 兼塗料事業部門副部門長（技術統括） 平成24年6月 当社取締役（現任） 平成26年4月 当社塗料事業部門長 兼塗料販売事業部長 平成28年4月 当社常務執行役員 塗料事業部門建築・構造物塗料事業部長 平成30年4月 当社専務執行役員（現任） 経営全般（現任）	6,300株
	取締役候補者とした理由 当社において長年に亘り技術部門及び営業部門で培ってきた豊富な経験と実績を有していることに加え、経営全般を担っており、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	きむら なおゆき 木村直之 (昭和34年5月28日) 再任	昭和57年4月 三菱商事(株)入社 平成15年3月 Miteni S.p.A.社長 (イタリア) 平成18年7月 三菱商事(株) 本店ファインケミカルユニットマネージャー 平成22年3月 PT.Kaltim Parna Industri社長 (インドネシア) 平成25年4月 三菱商事(株)ワルシャワ支店長 平成28年4月 当社執行役員 国際本部副本部長 兼海外事業企画部長 兼資材本部副本部長 平成29年4月 当社国際本部長 (現任) 兼資材担当 (現任) 平成29年6月 当社取締役 (現任) 常務執行役員 (現任) 〈担当〉 国際本部、資材本部	100株
取締役候補者とした理由 総合商社で培ってきた豊富なビジネス経験及び知見を有し、当社では国際本部及び資材本部を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			
4	のだ ひでよし 野田秀吉 (昭和37年9月28日) 再任	昭和60年4月 日本ペイント(株)入社 平成3年4月 新日鐵化学(株) (現新日鉄住金化学(株)) 入社 平成19年4月 日塗化学(株)入社 平成22年4月 当社入社 生産部門生産技術企画部副部長 平成22年10月 当社生産部門生産技術企画部長 平成25年4月 当社執行役員 (現任) 平成25年5月 当社塗料事業部門副部門長 兼塗料事業企画室長 平成27年4月 当社生産部門長 (現任) 平成27年6月 当社取締役 (現任) 生産部門生産技術企画部長 〈担当〉 生産部門 [重要な兼職の状況] 日東三和塗料(株)代表取締役社長 岡山化工(株)代表取締役社長	9,600株
取締役候補者とした理由 塗料業界等で培ってきた豊富な経験及び知見を有し、当社では営業部門の経験に加え生産部門を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	<p>やまもともとひろ 山本基弘 (昭和39年1月18日)</p> <p>再任</p>	<p>昭和61年4月 当社入社 平成26年4月 当社技術開発部門副部門長 兼開発部長 兼技術開発第一グループ長 兼建築・構造物塗料事業部副事業部長</p> <p>平成27年4月 当社執行役員(現任) 平成28年4月 当社技術開発部門長 兼塗料事業部門副部門長(技術統括)</p> <p>平成29年6月 当社取締役(現任) 平成30年4月 当社塗料事業部門長(現任) (担当)塗料事業部門、スペシャリティ事業部門</p>	2,700株
	<p>取締役候補者とした理由 当社において長年に亘り技術部門で培ってきた豊富な経験と実績を有していることに加え、営業部門を担っており、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>		
6	<p>はいざききょういち 灰崎恭一 (昭和23年12月22日)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>昭和46年3月 日本輸送機(株)(現三菱ロジスネクスト(株))入社 平成17年9月 同社国内営業本部国内営業企画部長 平成18年6月 同社執行役員 平成19年6月 同社取締役 平成20年6月 同社常務取締役 平成21年4月 同社取締役 ニチユMHIフォークリフト(株) 代表取締役社長</p> <p>平成22年6月 日本輸送機(株)常務取締役 平成23年6月 同社専務取締役 平成25年4月 ニチユ三菱フォークリフト(株)(現三菱ロジスネクスト(株)) 取締役専務執行役員</p> <p>平成27年6月 同社特別顧問 平成28年6月 同社顧問 当社取締役(現任)</p>	0株
	<p>社外取締役候補者とした理由 上場会社での長年の経験及び取締役としての経験から豊富な知見を有しており、これを活かし当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	なが の たつ ひこ 永野達彦 (昭和38年9月22日) 新任	昭和62年4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 平成24年5月 同行営業第二本部 営業第五部長 平成26年6月 同行丸の内支社長 平成29年6月 当社執行役員 (現任) 管理本部副本部長兼財務担当 平成30年4月 当社管理本部長 (現任) (担当) 管理本部、内部監査室	0株
取締役候補者とした理由 金融機関で培ってきた豊富な経験及び知見を有し、当社では管理本部を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。			
8	むこうはら みち たか 向原通隆 (昭和29年11月3日) 新任 社外 独立	昭和52年4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 平成9年1月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 田町東口支店長 平成12年10月 同行広報室長 平成16年6月 同行執行役員融資部長 平成18年6月 (株)丸の内よろず代表取締役社長 平成19年6月 三菱UFJキャピタル(株)代表取締役副社長 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成23年6月 (株)丸井グループ常勤監査役 平成27年12月 エムエステイ保険サービス(株) 代表取締役副社長 (現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 金融機関での長年の経験に加え、上場会社の常勤監査役、事業会社の経営者として豊富な経験と知見を有しており、これを活かし当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。			

(注1) 取締役候補者野田秀吉氏は日東三和塗料(株)及び岡山化工(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社は両社に塗料の生産委託をしております。

(注2) その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注3) 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 灰崎恭一氏及び向原通隆氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は灰崎恭一氏及び向原通隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 灰崎恭一氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 当社は、灰崎恭一氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となり、灰崎恭一氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、向原通隆氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (4) 灰崎恭一氏が業務執行者であった三菱ロジスネクスト(株)と当社との間には当社の塗料等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社の連結売上高に対して僅少(0.2%未満)であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
- (5) 向原通隆氏が業務執行者であった(株)三菱UFJ銀行と当社との間には借入等の取引関係がありますが、直近事業年度末時点における当該借入額は当社の連結総資産に対して少なく(1%未満)、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 藤井浩之氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
ふじ い ひろ ゆき 藤井浩之 (昭和29年8月1日) 再任 社外 独立	昭和56年4月 ㈱島津製作所入社 平成17年4月 同社人事部長 平成19年6月 同社執行役員 平成21年6月 同社取締役 人事、地球環境管理担当 平成23年6月 同社広報担当 平成25年6月 同社常任監査役（現任） 平成26年6月 当社社外監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱島津製作所常任監査役	400株

社外監査役候補者とした理由

上場企業での取締役及び監査役としての経験から、財務・会計に関する豊富な知見を有しており、専門の見地から監査役の役割を果たされることが期待できるため、社外監査役候補者としたしました。

（注1）社外監査役候補者藤井浩之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注2）藤井浩之氏は社外監査役候補者であります。

なお、当社は藤井浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注3）藤井浩之氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

（注4）当社は、藤井浩之氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となり、藤井浩之氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

（注5）藤井浩之氏が常任監査役を務める㈱島津製作所と当社との間には取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は、同社の連結売上高に対して僅少（0.01%未満）であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

（注6）社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社での取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中の当該株式会社における法令又は定款に違反する事実その他不正な業務執行が行われた事実
藤井浩之氏が㈱島津製作所の常任監査役在任中、同社は航空機器事業における防衛省との修理契約において、一部契約履行上の問題があることが社内調査によって判明し、平成28年5月に防衛省に報告しました。これを受け平成29年6月に、同社は防衛省より3.5ヶ月の指名停止措置を受けました。同氏は、当該違反行為が判明するまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の徹底について適宜発言してまいりました。また、本件事実を認識後は、徹底した調査の要請、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底について適宜意見表明いたしております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役 前嶋 弘氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
まえしま ひろし 前嶋 弘 (昭和26年11月25日)	昭和45年3月 日本輸送機(株) (現三菱ロジスネクスト(株)) 入社 平成16年6月 同社経営企画部次長 平成17年9月 同社経営企画部部長 平成18年1月 同社経営企画室副室長 平成22年6月 同社管理本部内部統制室長 平成22年10月 ニチユMHIフォークリフト(株)監査役 平成23年6月 日本輸送機(株)常勤監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 三菱ロジスネクスト(株)常勤監査役	0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

上場会社において常勤監査役を務め、また、長年の経験と経営企画、内部統制等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役の役割を果たされることが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。

(注1) 補欠の社外監査役候補者前嶋 弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 前嶋 弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

(注3) 前嶋 弘氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(注4) 前嶋 弘氏が常勤監査役を務める三菱ロジスネクスト(株)と当社との間には、当社の塗料等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社の連結売上高に対して僅少 (0.2%未満) であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響が懸念されるなど、先行きには不透明感が残る状況となっております。

当社グループの連結業績につきましては、国内塗料事業は工作機械向けに売上が増加したものの、建材分野においては売上が減少したことから、総じて減収となりました。利益面では原材料価格高騰の影響を強く受け、減益となりました。海外塗料事業は北中米市場における自動車部品分野の堅調な需要を受け、増収増益となりました。照明機器事業は業務用LED照明分野の需要が堅調に推移し、増収増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は741億1千9百万円（前連結会計年度比1.8%増）、営業利益は65億8千8百万円（同5千5百万円増）、経常利益は63億9千2百万円（同2億7百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億7千3百万円（同6億2千6百万円減）となりました。

平成30年3月期の期末配当につきましては、前期に比べ5円増配の1株当たり25円を予定させていただきます。今後とも安定的な配当を継続して実施すべく、財務体質の健全性強化に努めてまいり所存であります。

売上高

第135期
(平成29年度)

74,119百万円
(前年度比 1.8% 増)

営業利益

第135期
(平成29年度)

6,588百万円
(前年度比 0.8% 増)

経常利益

第135期
(平成29年度)

6,392百万円
(前年度比 3.1% 減)

親会社株主に帰属する当期純利益

第135期
(平成29年度)

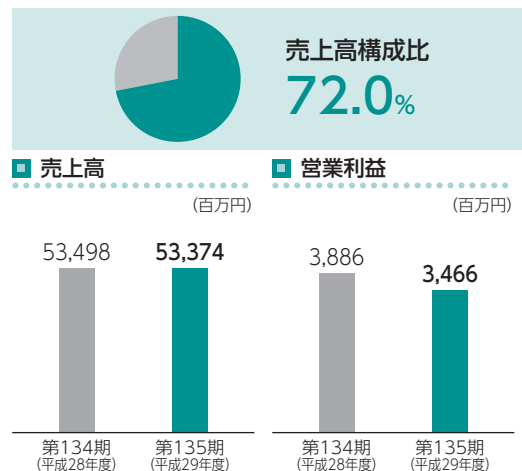
4,573百万円
(前年度比 12.1% 減)

各事業セグメントにおける営業活動の状況は次のとおりであります。

■ 国内塗料事業

主力の構造物分野では、インフラ市場を中心に販売競争が激しさを増すなかシェア拡大に注力し、売上が増加しました。工業用分野では、工作機械向けに需要が拡大し売上が増加したものの、建材分野においては住宅着工戸数減少の影響を受け、売上が減少しました。利益面では下期以降における原材料価格高騰の影響を強く受け、利益は前年を下回りました。当セグメント全体の業績としては、減収減益となりました。

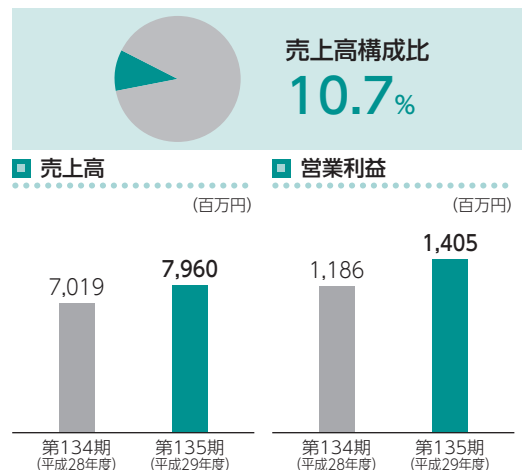
この結果、売上高は533億7千4百万円（前連結会計年度比0.2%減）、営業利益は34億6千6百万円（同4億1千9百万円減）となりました。



■ 海外塗料事業

北中米市場及び東南アジア市場においては自動車部品分野の業績が堅調に推移し、売上、利益ともに増加しました。中国市場では環境規制の強化に伴い対策費用が発生しましたが、構造物分野を中心とした売上増加により、利益も増加しました。加えて円安による為替換算の影響もあり、当セグメント全体の業績は、増収増益となりました。

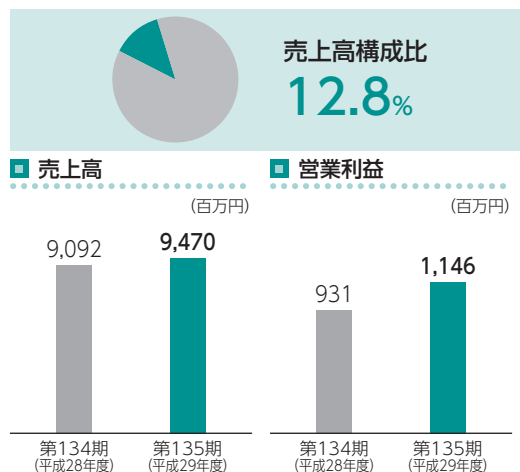
この結果、売上高は79億6千万円（前連結会計年度比13.4%増）、営業利益は14億5百万円（同2億1千8百万円増）となりました。



■ 照明機器事業

業務用LED照明分野では、期を通じて商業施設における改装需要が堅調に推移し、売上が増加しました。このほか経費削減にも努めたことで利益は大きく増加し、増収増益となりました。

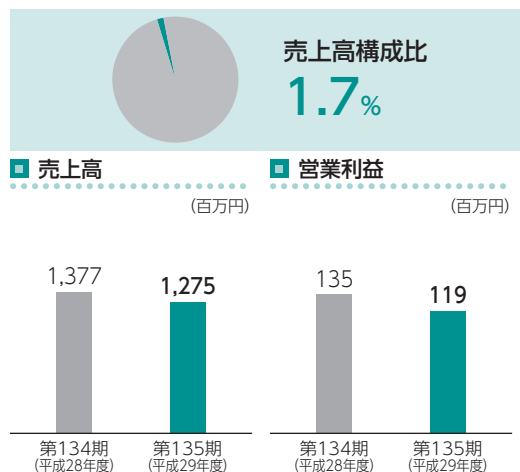
この結果、売上高は94億7千万円（前連結会計年度比4.2%増）、営業利益は11億4千6百万円（同2億1千4百万円増）となりました。



■ 蛍光色材事業

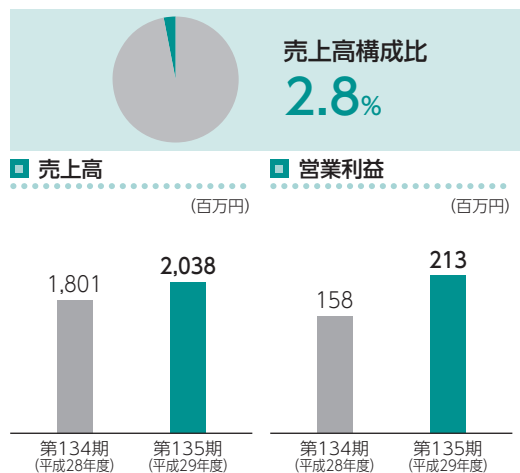
国内市場では高付加価値品を中心に堅調に推移しましたが、主要市場である海外蛍光顔料市場の低迷及び価格競争激化の影響により減収減益となりました。

この結果、売上高は12億7千5百万円（前連結会計年度比7.4%減）、営業利益は1億1千9百万円（同1千6百万円減）となりました。



■ その他事業

売上高は20億3千8百万円（前連結会計年度比13.2%増）、営業利益は2億1千3百万円（同5千5百万円増）となりました。



（2）設備投資の状況

当連結会計年度は、生産設備の更新投資や生産能力の増強を図るため、総額18億6千8百万円の設備投資を実施いたしました。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

（4）対処すべき課題

当社は、「新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの実現に貢献できる企業を目指します。」という経営理念のもと、持続的成長力をもつ企業たべく事業展開を図っております。

当社を取り巻く環境としましては、当社の主要市場である国内塗料市場は趨勢的に縮小傾向にあり、今後も販売競争は激化していくものと予想されます。また、海外経済における不確実性の高まりを背景に、為替相場や原材料価格の変動といった外部要因によるリスクも増大しつつあります。

中期経営計画の2年目にあたる平成30年4月以降の展望としましては、下記の重点課題をもとに諸施策に取り組んでまいります。

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う、国内インフラ市場における維持・補修需要の獲得
2. 重防食技術やインクジェット加飾技術等、当社の強みを生かした市場開拓の推進
3. 社会構造の変化に対応し、新たな付加価値の創出を目的とした研究開発体制の強化
4. 海外市場における工業用塗料のシェア拡大と構造物塗料の更なる展開

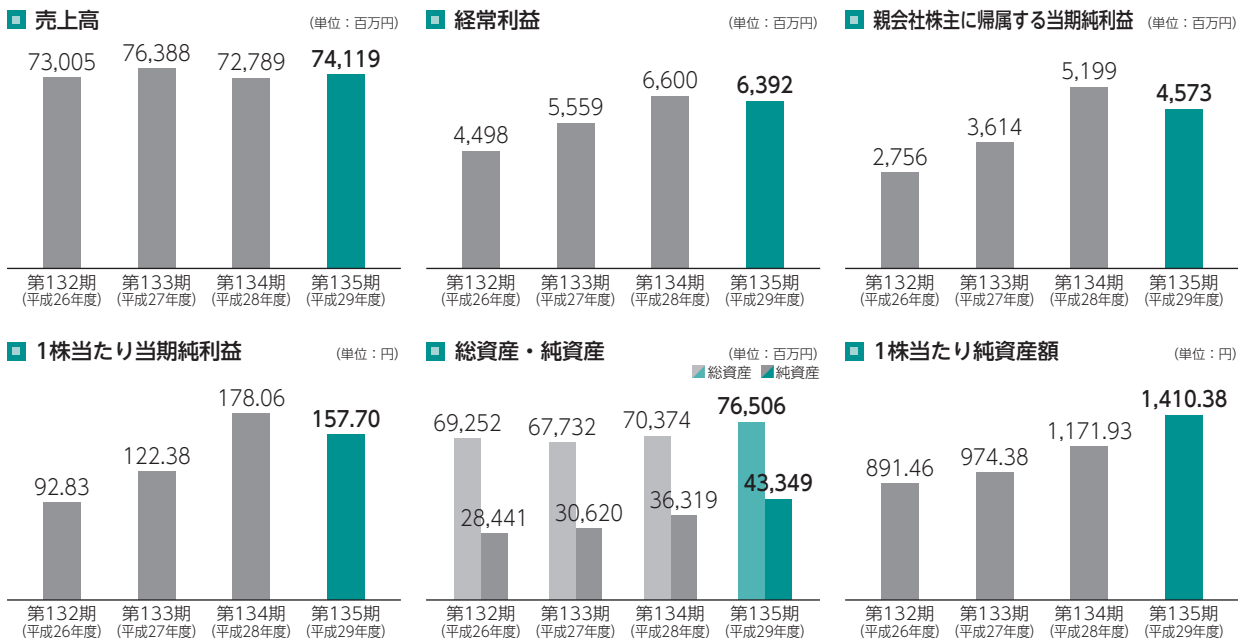
以上のような諸施策を実施し、当社独自の強みを更に洗練させることで、持続的成長力をもつ企業たべく努めてまいります。

株主の皆様には、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第132期 (平成26年度)	第133期 (平成27年度)	第134期 (平成28年度)	第135期 (平成29年度)
売 上 高 (百万円)	73,005	76,388	72,789	74,119
経 常 利 益 (百万円)	4,498	5,559	6,600	6,392
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,756	3,614	5,199	4,573
1株当たり当期純利益 (円)	92.83	122.38	178.06	157.70
総 資 産 (百万円)	69,252	67,732	70,374	76,506
純 資 産 (百万円)	28,441	30,620	36,319	43,349
1株当たり純資産額 (円)	891.46	974.38	1,171.93	1,410.38

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第132期の連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。



(6) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
大日本塗料北海道株式会社	40	100.0	塗料の販売
日塗化学株式会社	80	100.0	塗料及び樹脂の製造・販売
千葉化工株式会社	50	100.0	塗料の製造
日東三和塗料株式会社	30	100.0	塗料の製造
サンデーペイント株式会社	30	100.0	家庭用塗料の販売
DNTサービス株式会社	90	100.0	塗料の製造
ジャパンパウダー塗料製造株式会社	100	51.0	粉体塗料の製造
岡山化工株式会社	80	100.0	塗料の製造
DNT山陽ケミカル株式会社	60	100.0	塗料の販売
ビーオーケミカル株式会社	122	75.5	塗料の製造・販売
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	100.0 百万THB	47.6	塗料の製造・販売
DNT Singapore Pte.,Ltd.	9.6 百万SGD	100.0	塗料の販売
DNT Paint (Malaysia) Sdn.Bhd.	3.0 百万MYR	86.7	塗料の製造・販売
PT. DNT INDONESIA	3.0 百万USD	100.0	塗料の製造・販売
迪恩特塗料(上海)有限公司	24.2 百万CNY	100.0	塗料の製造・販売
DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.	8.2 百万MXN	100.0	塗料の製造・販売
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	12.3 百万MXN	51.0	塗料の販売
DNライティング株式会社	527	100.0	照明器材の製造・販売
ニッポ電工株式会社	10	100.0	照明器材の製造
シンロイヒ株式会社	490	98.5	蛍光顔料及び塗料の製造・販売
日塗エンジニアリング株式会社	20	100.0	塗装工事
ニットサービス株式会社	490	100.0	倉庫業、貨物取扱業

(注) 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業セグメント	主要営業品目等
国内塗料	建築塗料、構造物塗料、重車両・産業機械用塗料、自動車補修用塗料、建材・木工用塗料、金属焼付用塗料、粉体塗料、自動車用塗料、プラスチック用塗料等
海外塗料	建築塗料、構造物塗料、重車両・産業機械用塗料、建材用塗料、金属焼付用塗料、粉体塗料、自動車用塗料、プラスチック用塗料等
照明機器	照明器材・機器等
蛍光色材	蛍光顔料、蛍光塗料、特殊コーティング材等
その他	塗装工事等

(8) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

イ. 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪府	那須工場	栃木県
東京営業本部	東京都	小牧工場	愛知県

ロ. 子会社

名称	所在地	名称	所在地
(国内塗料)		(照明機器)	
大日本塗料北海道株式会社	北海道	DNライティング株式会社	神奈川県
日塗化学株式会社	東京都	ニッポ電工株式会社	秋田県
千葉化工株式会社	千葉県		
日東三和塗料株式会社	滋賀県	(蛍光色材)	
サンデーペイント株式会社	大阪府	シンロイヒ株式会社	神奈川県
DNTサービス株式会社	大阪府		
ジャパンパウダー塗料製造株式会社	大阪府	(その他)	
岡山化工株式会社	岡山県	日塗エンジニアリング株式会社	神奈川県
DNT山陽ケミカル株式会社	広島県	ニットサービス株式会社	大阪府
ビーオーケミカル株式会社	福岡県		
(海外塗料)			
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	タイ		
DNT Singapore Pte.,Ltd.	シンガポール		
DNT Paint (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア		
PT.DNT INDONESIA	インドネシア		
迪恩特塗料(上海)有限公司	中国		
DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.	メキシコ		
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	メキシコ		

(9) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国内塗料	1,248	29 (減)
海外塗料	439	2 (増)
照明機器	368	14 (増)
蛍光色材	51	2 (増)
その他	71	5 (増)
合計	2,177	6 (減)

(注) 使用人数には、当社グループ外への出向者・嘱託・準社員・パートは含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	619
三菱UFJ信託銀行株式会社	614
株式会社横浜銀行	307

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に商号を変更しております。

2.会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 93,280,000株

(2) 発行済株式の総数 29,710,678株

(3) 株主数 9,427名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
明治安田生命保険相互会社	1,400	4.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,228	4.2
DNT取引関係持株会	1,213	4.1
三菱商事株式会社	1,188	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,129	3.9
東京海上日動火災保険株式会社	1,013	3.5
富国生命保険相互会社	1,000	3.4
株式会社島津製作所	1,000	3.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	867	3.0
田邊康秀	853	2.9

(注1) 持株比率は自己株式 (819,606株) を控除して計算しております。

(注2) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に商号を変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株へ変更及び普通株式5株を1株とする株式併合を行いました。これにより、発行可能株式総数は466,406,000株から93,280,000株となり、発行済株式総数は148,553,393株から29,710,678株となっております。

3.新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	新株予約権の数	1株当たりの行使価額	権利行使期間	役員の保有状況	目的となる株式の種類及び数
平成27年7月29日	359個	1円	平成27年8月19日から平成57年8月18日まで	取締役 (社外取締役を除く) 5名 235個 監査役 1名 18個	普通株式 50,600株
平成28年6月29日	254個	1円	平成28年7月15日から平成58年7月14日まで	取締役 (社外取締役を除く) 5名 182個 監査役 0名 0個	普通株式 36,400株
平成29年6月29日	142個	1円	平成29年7月20日から平成59年7月19日まで	取締役 (社外取締役を除く) 6名 119個 監査役 0名 0個	普通株式 23,800株

(注1) 新株予約権の払込金額は、新株予約権と引換えに払い込みは要しないこととしております。

(注2) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができることとしております。

(注3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

(注4) 監査役保有分は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあったときに付与されたものであります。

(注5) 当社は、平成29年10月1日付で、普通株式5株を1株とする併合を行いました。これにより、本併合以前に発行した新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株から200株に変更されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	新株予約権の数	1株当たりの行使価額	権利行使期間	使用人等への交付状況	目的となる株式の種類及び数
平成29年6月29日	142個	1円	平成29年7月20日から平成59年7月19日まで	当社の執行役員 (取締役兼務者を除く) 4名 23個	普通株式 4,600株

(注1) 新株予約権の払込金額は、新株予約権と引換えに払い込みは要しないこととしております。

(注2) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができることとしております。

(注3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

(注4) 当社は、平成29年10月1日付で、普通株式5株を1株とする併合を行いました。これにより、本併合以前に発行した新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株から200株に変更されております。

4.会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 浅 壽 二 郎	
取 締 役	瀬 古 宜 範	社長補佐・管理本部長兼生産担当
取 締 役	里 隆 幸	塗料事業部門長
取 締 役	木 村 直 之	国際本部長兼資材担当
取 締 役	野 田 秀 吉	生産部門長 日東三和塗料株式会社 代表取締役社長 岡山化工株式会社 代表取締役社長
取 締 役	山 本 基 弘	技術開発部門長兼開発部長 兼技術開発第一グループ長 兼塗料事業部門副部門長 (技術統括)
取 締 役	岩 田 哲 夫	月桂冠株式会社 社外監査役
取 締 役	灰 崎 恭 一	
常 勤 監 査 役	福 岡 靖 之	三菱ロジスネクスト株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	室 内 聖 人	
監 査 役	藤 井 浩 之	株式会社島津製作所 常任監査役

(注1) 取締役のうち、岩田哲夫、灰崎恭一の両氏は社外取締役であります。

なお、当社は岩田哲夫、灰崎恭一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注2) 監査役のうち、福岡靖之、藤井浩之の両氏は社外監査役であります。

なお、当社は福岡靖之、藤井浩之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注3) 福岡靖之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 藤井浩之氏は、株式会社島津製作所において常任監査役を務めており、監査の経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注5) 岩田哲夫氏は、月桂冠株式会社の社外監査役であります。当社と同社の間には取引関係はありません。

(注6) 福岡靖之氏は、三菱ロジスネクスト株式会社の社外監査役であります。当社と同社の間には商品の売買等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は、当社の連結売上高に対して僅少（0.2%未満）であります。

(注7) 藤井浩之氏は、株式会社島津製作所の常任監査役であります。当社と同社の間には商品の売買等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は、同社の連結売上高に対して僅少（0.01%未満）であります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三角 高 敏	平成29年6月29日	任期満了	取締役 国際本部統括
須川 哲 夫	平成29年6月29日	任期満了	取締役 執行役員 スペシャリティ事業部門長 兼スペシャリティ事業部長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	226 (6)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	29 (16)
合計 (うち社外役員)	13 (4)	256 (23)

(注1) 上記には、平成29年6月29日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(注2) 平成19年6月28日開催の第124期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額204百万円以内、監査役の報酬額は年額48百万円以内と決議しております。

また、平成27年6月26日開催の第132期定時株主総会において、取締役の報酬額は前記の報酬額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額60百万円以内と決議しております。

(注3) 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与（取締役8名 34百万円）として引当金を計上した金額を含んでおります。

(注4) 上記の報酬等の額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額（取締役8名（社外取締役を除く） 35百万円）を含んでおります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(5) 社外役員に関する事項

地位	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	岩田哲夫	取締役会 11回中11回	金融機関での長年の経験及び事業会社の監査役としての経験を活かして、取締役会において、当社経営全般に対して発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
取締役	灰崎恭一	取締役会 11回中11回	上場会社の取締役としての経験から、会社経営に関する豊富な知見を活かして、取締役会において、当社経営全般に対して発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
監査役	福岡靖之	取締役会 11回中11回 監査役会 12回中12回	金融機関における長年の経験と豊富な知見を活かして、取締役会及び監査役会において、適宜発言を行いました。 また、監査役会で定めた監査方針に従って、重要な書類の閲覧、各部門や事業所への監査、子会社調査等を行うとともに、常勤監査役として十分に監査機能を発揮しました。
監査役	藤井浩之	取締役会 11回中10回 監査役会 12回中11回	上場会社の取締役及び監査役としての豊富な経験を活かして、取締役会及び監査役会において適宜発言を行うなど、非常勤監査役として十分に監査機能を発揮しました。

5.会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	①監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	②非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	64	—
連結子会社	14	13
計	79	13

(注1) 公認会計士法第2条第1項の業務は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注3) ②の報酬は、子会社での課題改善に関する指導及び助言業務に対する対価であります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類の監査の状況

子会社のうちすべての海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ①当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、コンプライアンス委員会が法令・定款の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
 - 2) 監査役による監査を徹底し、併せてヘルプラインによる不正処理・不祥事などの早期発見に努める。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役は、その職務の執行状況が確認できるように、職務執行に係る情報（議事録、稟議書、契約書など）を法令及び「文書管理規定」に則り、関連資料とともに文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
 - 2) 取締役及び監査役は「文書管理規定」に則り、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社及び当社の子会社の損失危機の管理及び損失防止の観点から、リスクの把握、発生可能性と経営への影響度合いの評価、対応策の構築などを行う。
 - 2) 取締役、使用人は職務の執行に当たっては、法令、定款の他、「リスク管理規定」に則り、社内規定などリスク管理に関するルールを遵守する。
 - 3) 有事の際は「緊急事態対応規定」に則り、迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応策及び再発防止策を講じる。
 - 4) 監査役及び内部監査室は全社的なリスク管理状況を検証し、必要に応じて経営会議及び取締役会で意見を述べる。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は「職制」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」、「稟議規則」などに則った職務の執行により、又下記の経営管理体制により、適正性及び効率性を確保する。

 - ・執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。

-
- ・「取締役会規則」に則り、社外取締役を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ・取締役、執行役員などで構成される経営会議を設置し、「経営会議規則」に則り、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は毎月1回以上開催する。
- ⑤当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、コンプライアンス委員会が法令、定款、社内規定の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
 - 2) 内部監査室による監査を徹底し、併せてヘルプラインによる不正処理・不祥事などの早期発見に努める。
 - 3) コンプライアンス教育・啓発計画を策定し、これに沿って継続的に実施する。
- ⑥当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、「企業集団としての企業行動指針」を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
 - 2) 当社の取締役は「職制」、「職務権限規則」に則り、当社の子会社が適切な内部統制システムの整備・運用を行うよう指導する。
 - 3) 当社の取締役は「関係会社管理規定」に則り、当社と当社の子会社間の関係を密にして指導、助言するとともに、当社の監査役及び内部監査室が当社の子会社の監査も行い、グループ全体としての業務の適正を図る。
 - 4) 当社及び当社の子会社は「リスク管理規定」に則り、グループ全体のリスク管理を徹底する。
 - 5) 当社の子会社においては当社及び当社の子会社各社と連携体制を確立し、重要な業務執行に関する事項は事前承認又は報告する。
 - 6) 当社の子会社各社間の取引においては「関係会社管理規定」、法令、税法及びその他の社会規範に則り適切に行う。
 - 7) 当社は「関係会社管理規定」に則り、当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 監査役会はその職務の執行に必要と認めた場合には、専任の補助すべき使用人（以下、「補助人」という。）の設置を当社に請求できるものとする。
 - 2) 監査役会は必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を任用できるものとする。
 - 3) 監査役会が補助人又は外部専門家として特定の候補者を指名したときは、当社はこれを尊重するものとする。
 - 4) 監査役会は内部監査室と連携して当社各部門における業務執行を監査する。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役会の要請によって設置する補助人の人選に当たっては、当社は監査役会の意向を尊重するとともに、該当者が補助人である期間のみならず、補助人でなくなった後も、その人事異動及び考課につき監査役会の意向を尊重するものとする。
 - 2) 当社は補助人を務めたことをもって不利益な取り扱いをしないことを保証する。
 - 3) 補助人は監査役の指揮命令系統にあって、必要に応じて会議等の出席により、必要な情報収集権限等を有することができ、取締役及び使用人は監査役の補助人に対して指揮命令権限を有しない。
- ⑨当社及び当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社の監査役が出席する取締役会、経営会議などの重要会議において、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は下記の事項を報告するとともに、その他重要な業務の内容についても適時、適切な方法により報告する。
 - ・当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の遂行に関して不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事項
 - ・当社及び当社の子会社に対して著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・内部監査室が実施した内部監査の結果
 - ・ヘルプラインへの通報状況
 - 2) 当社の監査役が必要と判断したときは当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項について報告を求めることが出来る。

3) 当社の監査役に報告した者及びヘルプラインに通報した者が当該報告及び通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを保証する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役社長は監査役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクの他、内部統制システムの整備及び運用状況、監査役監査の実施状況、監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換する。
- 2) 監査役会は内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行い、緊密な連携を保つ。
- 3) 当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これを拒むことはできない。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備及び運用する体制を構築するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社の子会社のグループ全体は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察、弁護士及び外部の専門機関や地域企業等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会を11回開催し、社外取締役を含めた取締役会で、法令・定款等との適合性及び業務の適正性の観点から経営方針、その他経営に関する重要事項等を決定し、又、取締役の職務の執行を監督しております。

- ・監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等の重要な会議への出席による取締役の職務の執行、内部統制システムの運用状況の監視等「監査役監査基準」に従い監査を実施しております。
- ・平成27年6月適用のコーポレートガバナンス・コードに伴い「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、その方針に従い取締役会で行動準則及び内部通報に係る運用状況を確認するなど内部統制システムの強化に努めております。
- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、全部門に亘る役員と部室長の出席のもと、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ・リスク管理委員会を2回開催し、全部門に亘る役員と部室長の出席のもと、リスクの未然防止について全社的情報共有を図っております。
- ・当社の子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規定」等に従い、当社の子会社から当社へ事前に承認申請又は報告が行われるよう、管理徹底を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (以下、「基本方針」といいます。)

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和4年に島津、三菱、大倉の共同出資により設立された企業であり、今日まで塗料製造を基軸とした事業活動を営んでまいりました。

現在、当社及び当社グループは、塗料、蛍光色材及び照明機器の製造販売を主な事業領域としておりますが、当社グループの企業価値の主な源泉は、「国家社会の繁栄に奉仕し得る将来性ある企業足るべし」という創業精神のもとに、永年に亘ってお届けしている各種製品の品質・性能とサービスが築いたブランド力、顧客との信頼関係にあると考えております。特にコア事業である塗料事業におきましては、起業の礎となった錆止め塗料「ズボイド」をはじめ、市場から絶大な支持を得てまいりました防食塗料、その他の独創的な塗料技術は、地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献し得たものと自負いたしております。このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが企業文化、あるいは「DNT」ブランドとして結実し、現在の企業価値の源泉になっており、今後も企業文化の継続発展を通して当社の社会的存在意義を高めることが、結果として企業価値及び株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

当社グループの経営戦略の基本命題は、コアビジネスである塗料事業の継続的成長を図り、市場の好・不調に影響されることの少ない高収益事業とすることにあります。しかしながら、国内市場の構造変化、海外市場の急速な変貌、更には原油、ナフサ価格、為替相場変動に起因する塗料用原材料価格高騰の影響等により、企業価値・株主共同の利益の確保・向上は容易ではありません。そのため、より強固な企業体質を構築する必要があります。具体的には、

- ① 国内塗料事業の高付加価値化
- ② 海外塗料事業の積極拡大
- ③ 新たな収益源事業の育成・強化

を必達目標として掲げ、経営基盤の整備とともに地球環境保全活動、適切な情報開示、社会貢献活動など企業の社会的責任を誠実に果たしてまいります。

また、株主、顧客、従業員及び社会全体から「存在価値のある企業」として認められるには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つと考えております。そのために、当社は、金融庁と東京証券取引所が上場企業の企業統治の指針としたコーポレートガバナンス・コードの主旨を踏まえた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めて充実・強化を図っております。また、社外取締役や監査役制度により経営監視機能を強化・充実し、決算や経営施策等の情報開示を適時且つ正確に行うなど、透明性の高い企業経営の実現に向けて努力しております。

当社は経営理念「当社は、新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの実現に貢献できる企業を目指します」のもと、グループ一丸となって、広く社会にとって有用な商品・サービスを提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得することが、歴史と伝統ある島津系・三菱系企業の一員としての使命であると認識し、今後とも様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化することで、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年4月24日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「原プラン」といいます。）の継続を決議し、同年6月27日開催の第131期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。原プランの有効期間は、平成29年6月29日開催の第134期定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等も踏まえ、更なる検討を加えました結果、同年4月26日開催の当社取締役会において、原プランを一部変更したうえで、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決議し（以下、継続する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）、同年6月29日開催の第134期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、又は公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う者を対象者として、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要且つ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものです。

大規模買付者があらかじめ定めるルールを遵守しない場合、又は当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、且つ対抗措置の発動を相当と判断する場合、当社取締役会の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権の無償割当てを行うこととします。ただし、かかる判断に当たっては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限に尊重します。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社のホームページ掲載の平成29年4月26日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（<http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/library/file/other/news20170426.pdf>）をご参照ください。

(4) 基本方針にかかる取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、大規模買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様及び当社取締役会が適切な判断をするに当たり、十分な情報及び時間を確保する為に定めるものであり、特定の者による大規模買付行為を一概に拒絶するものではありません。

本プランの有効期間は3年間としていますが、有効期間満了前であっても株主総会で変更又は廃止できることとし、株主の皆様の意思が反映される仕組みになっております。

また、対抗措置の発動は、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合など、あらかじめ定められた合理的且つ客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発動に当たっては、独立委員会の中立的な判断を重視することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。更に、発動する対抗措置については、あらかじめその内容を株主の皆様に適時に情報開示を行うこととしております。

したがって、当社取締役会は、前記(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則を充足しており、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	34,290	流動負債	26,439
現金及び預金	4,428	支払手形及び買掛金	17,595
受取手形及び売掛金	18,561	短期借入金	1,963
商品及び製品	5,579	リース債務	280
仕掛品	753	未払法人税等	806
原材料及び貯蔵品	3,095	役員賞与引当金	33
繰延税金資産	858	製品補償引当金	379
その他	1,077	その他	5,380
貸倒引当金	△63	固定負債	6,717
固定資産	42,216	長期借入金	27
有形固定資産	22,499	リース債務	728
建物及び構築物	5,853	繰延税金負債	3,500
機械装置及び運搬具	3,170	再評価に係る繰延税金負債	1,303
土地	11,678	退職給付に係る負債	986
リース資産	676	環境対策引当金	103
建設仮勘定	62	その他	67
その他	1,058	負債合計	33,157
無形固定資産	637	純資産の部	
リース資産	244	株主資本	31,385
その他	393	資本金	8,827
投資その他の資産	19,079	資本剰余金	2,452
投資有価証券	6,553	利益剰余金	21,025
繰延税金資産	1,611	自己株式	△919
退職給付に係る資産	10,392	その他の包括利益累計額	9,362
その他	591	その他有価証券評価差額金	2,346
貸倒引当金	△69	土地再評価差額金	1,882
資産合計	76,506	為替換算調整勘定	△51
		退職給付に係る調整累計額	5,185
		新株予約権	138
		非支配株主持分	2,462
		純資産合計	43,349
		負債純資産合計	76,506

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	74,119
売上原価	51,306
売上総利益	22,813
販売費及び一般管理費	16,224
営業利益	6,588
受取配当金	20
受取業務配当金	161
受取物品配当金	40
受取保険配当金	70
受取その他配当金	39
営業外費用	144
支払利息	69
売上債権売却引当金繰入	47
支払補償額	43
製品補償引当金繰入	62
経常利益	322
特別利益	126
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	595
特別損失	36
固定資産処分損失	67
減損損失	7
災害による損失	46
その他	11
税金等調整前当期純利益	1,697
法人税、住民税及び事業税	185
法人税等調整額	
当期純利益	5,015
非支配株主に帰属する当期純利益	442
親会社株主に帰属する当期純利益	4,573

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,827	2,452	17,048	△550	27,777
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△582		△582
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,573		4,573
自 己 株 式 の 取 得				△381	△381
自己株式処分差損の振替		2	△2		-
新株予約権の行使		△2		11	9
持分法の適用範囲の変動			△10		△10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,977	△369	3,608
当 期 末 残 高	8,827	2,452	21,025	△919	31,385

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	2,198	1,882	△174	2,419	6,325	105	2,110	36,319
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△582
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								4,573
自 己 株 式 の 取 得								△381
自己株式処分差損の振替								-
新株予約権の行使						△9		0
持分法の適用範囲の変動								△10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	147		122	2,765	3,036	42	352	3,430
当 期 変 動 額 合 計	147	-	122	2,765	3,036	32	352	7,030
当 期 末 残 高	2,346	1,882	△51	5,185	9,362	138	2,462	43,349

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産		19,980	流動負債		27,834
現金及び預金		447	支払手形		2,561
受取手形		3,545	買掛金		12,403
売掛金		6,655	短期借入金		1,800
商品及び製品		2,546	1年内返済予定の長期借入金		100
仕掛品		370	リース負債		160
原材料及び貯蔵品		859	未払金		921
繰延税金資産		353	未払費用		719
短期貸付金		1,044	未払法人税等		251
未収入金		3,816	預り金		8,325
その他		360	員賞与引当金		33
貸倒引当金		△19	製品補償引当金		379
			その他		179
固定資産		37,711	固定負債		3,238
有形固定資産		14,304	リース負債		482
建物		2,598	繰延税金負債		1,171
構築物		348	再評価に係る繰延税金負債		1,303
機械及び装置		1,312	退職給付引当金		149
車両運搬具		0	環境対策引当金		94
工具、器具及び備品		701	その他		36
土地		8,894	負債合計		31,073
リース資産		437	純資産の部		
建設仮勘定		9	株主資本		22,406
無形固定資産		383	資本剰余金		8,827
借地権		64	資本剰余金		2,443
ソフトウェア		105	資本準備金		2,443
リース資産		152	利益剰余金		12,055
その他		61	利益準備金		780
投資その他の資産		23,023	その他利益剰余金		11,274
投資有価証券		6,021	社会貢献活動積立金		126
関係会社株		11,480	繰越利益剰余金		11,148
長期貸付金		1,983	自己株		△919
前払年金費用		3,342	評価・換算差額等		4,073
その他		243	その他有価証券評価差額金		2,191
貸倒引当金		△47	土地再評価差額金		1,882
資産合計		57,692	新株予約権		138
			純資産合計		26,619
			負債純資産合計		57,692

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	43,499
売上原価	31,802
売上総利益	11,697
販売費及び一般管理費	9,444
営業利益	2,252
営業外収益	
受取利息	53
受取配当金	1,301
不動産賃貸料	230
業務受託料	291
その他の	160
営業外費用	
支払利息	77
売上債権売却損	43
支払補償費	59
製品補償引当金繰入額	322
その他の	82
経常利益	3,704
特別利益	
投資有価証券売却益	595
関係会社株式売却益	52
特別損失	
固定資産処分損失	48
減損損失	7
税引前当期純利益	4,296
法人税、住民税及び事業税	681
法人税等調整額	181
当期純利益	3,434

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		社会貢献活動積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,827	2,443	－	2,443	780	128	8,296	9,206
当期変動額								
社会貢献活動積立金の取崩						△2	2	－
剰余金の配当							△582	△582
当期純利益							3,434	3,434
自己株式の取得								
自己株式処分差損の振替			2	2			△2	△2
新株予約権の行使			△2	△2				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2	2,851	2,849
当期末残高	8,827	2,443	－	2,443	780	126	11,148	12,055

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△550	19,926	2,096	1,882	3,979	105	24,011
当期変動額							
社会貢献活動積立金の取崩		－					－
剰余金の配当		△582					△582
当期純利益		3,434					3,434
自己株式の取得	△381	△381					△381
自己株式処分差損の振替		－					－
新株予約権の行使	11	9				△9	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			94		94	42	136
当期変動額合計	△369	2,480	94	－	94	32	2,607
当期末残高	△919	22,406	2,191	1,882	4,073	138	26,619

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

大日本塗料株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田 安弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野 豊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日本塗料株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日本塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

大日本塗料株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日本塗料株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会及び経営会議、管理本部会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席する他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

内部監査については、事前に内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した結果についての監査結果通知書を閲覧し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の詳細及び監査の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査に立ち会いました。

三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。

四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、監査の方針並びに監査の結果についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

大日本塗料株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役(社外監査役) 福 岡 靖 之 ㊟

常 勤 監 査 役 室 内 聖 人 ㊟

監 査 役(社外監査役) 藤 井 浩 之 ㊟

以 上

メ 毛 欄

株主総会会場ご案内図

大阪市此花区西九条六丁目1番124号

当本社 4階会議室

TEL (06) 6466-6661 (代表)



交通

- JR大阪環状線西九条駅
 - 阪神電鉄なんば線西九条駅
- より300m (徒歩5分)

大日本塗料株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。